

宮城県特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）の規定及びその趣旨に基づき宮城県が支給する特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県立学校 宮城県の設置する特別支援学校及び宮城県の設置する中学校
- (2) 児童等 宮城県若しくは宮城県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は宮城県の区域内の私立の特別支援学校（以下「私立特別支援学校」という。）に就学する幼児、児童若しくは生徒又は宮城県の設置する中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒
- (3) 保護者等 児童等のうち幼児、児童又は未成年の生徒にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者

(関係規程)

第3条 奨励費の取扱いについては、法及び次に掲げる規程等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「政令」という。）
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省政令第20号）
- (3) 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒就学援助費交付金要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）
- (4) 特別支援学校への就学援助に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成26年4月1日付け26文科初第27号通知）
- (5) 特別支援教育就学奨励費負担金等に関する事務処理資料（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編。以下「事務処理資料」という。）

(支給対象経費及び対象額)

第4条 宮城県が保護者等に支給する対象経費とその範囲及び対象額は、交付要綱別記1から別記4に定めるとおりとする。

(保護者等の提出する書類)

第5条 保護者等は、毎年度、別紙様式による収入額・需要額調書を校長に提出しなければならない。ただし、児童等が児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設若しくは指定療育機関等に入所若しくは入院し、当該施設等において就学に係る措置費若しくは療育の給付を受けている場合は、この限りではない。

2 前項に規定する収入額・需要額調書には、世帯の収入額が政令第2条第3号に該当すると自ら認め、受給を辞退する場合を除き、収入に関する市町村の証明書を添付しなければならない。なお、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である児童等の

保護者等は、収入に関する市町村の証明書に代え、要保護者等であることを証明する書類を添付しなければならない。ただし、保護者等から同意書の提出があったときは、保護者等からの当該情報に係る資料の提出に代えてマイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを使用した他機関との情報連携により入手することができる。

(支弁区分の決定)

第6条 校長は、第5条第1項の規定により収入額・需要額調書の提出があったときは、宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の規定により収入額・需要額調書の提出があったときは、その内容を審査の上、奨励費の支弁区分を決定し、校長に通知しなければならない。

3 校長は、前項の規定による通知を受けたときは、保護者等に通知しなければならない。

(経費の支給方法)

第7条 校長は、事務処理資料に基づき各経費の支給額を算定し、金銭をもって保護者等へ支給しなければならない。ただし、法第3条第2項及び政令第4条で定める特別の事情があるときは、現物をもって支給することができる。

2 前項に掲げる経費の支給時期は、概ね別表に掲げる時期の支給とする。

(変更等の届出)

第8条 経費の支給を受けている保護者等は、年度途中において次に掲げる各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

(1) 保護者等が住所を変更したとき。

(2) 通学又は帰省の方法、経路を変更したとき。

(3) 保護者等が通学又は帰省の付添いを開始又は中止したとき。

(年度途中における支弁区分の変更)

第9条 保護者等の収入額に著しい減少が生じた場合など、障害のある児童等の就学奨励のため、改めて支弁区分の決定を行うことが適当であると認められる場合は、年度中途において支弁区分を変更することができる。

2 前項に掲げる支弁区分の変更は、第5条から第7条までの規定に準じて行うものとする。

(中途入学・転学)

第10条 年度の中途において、入学又は転学してきた児童等に対しては、校長は速やかに経費の支給に係る手続きを行わなければならない。

(調査及び報告)

第11条 県教育委員会は、必要に応じて校長から奨励費に関する調査又は報告を求めることができる。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励費の支給に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に交付要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定に

よりされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 7 月 14 日から施行し、改正後の宮城県特別支援教育就学奨励費支給要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に交付要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

別表（第 7 条関係）

経費区分			支給時期
教科用図書購入費			年 1 回 4 月から 7 月
学校給食費			年 3 回以上
交通費	通学費	本 人	年 3 回以上
		付添人	
	帰省費	本 人	年 3 回以上
		付添人	
	職場実習費（交通費）		実施後の支給時期
交流及び共同学習費		実施後の支給時期	
寄宿舎住居に伴う経費	寝具購入費		3 年毎に 1 回
	日用品等購入費		年 3 回以上
	食費		年 3 回以上
修学旅行費	修学旅行費	本 人	実施後の支給時期
		付添人	
	校外活動等参加費	本 人	実施後の支給時期
		付添人	
職場実習宿泊費		実施後の支給時期	
学用品・通学用品購入費			年 3 回以上
加算分	拡大教材費		年 1 回
	音声教材費		年 1 回
	ICT 機器購入費		年 1 回
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費			年 1 回 4 月から 7 月